

教科書におけるフランス革命論の誤り (5)

——『改訂世界史』東京書籍の場合——

小林良彰

- I 絶対主義と領主、国王の位置づけに間違いがある
- II 政治権力を失なった貴族が宮廷貴族になるという誤解
- III 中小貴族が官僚になるという誤解
- IV 第一身分と第二身分について間違った記述をしている
- V 農民の分布状態について小作人の比重を誇張しすぎている
- VI 三部会召集にたいする貴族の役割が正しく描かれていない
- VII 立法議会においてジャコバン派が伸長したという間違い
- VIII ジャコバン派と土地改革について混乱を招く書き方をしている
- IX フランス革命における土地改革の正確な事実と教科書による拡大解釈
- X 小土地所有者の形成を誇張しすぎている
- XI 小土地所有農民の保守化をロベスピエール敗北の原因にする誤り
- XII ダントンの処刑はロベスピエールの独裁権にはつながらない
- XIII 穂和共和派のクーデタでロベスピエールが倒されたと書く時の問題点
- XIV 付録 この論文に関係する教科書の原文

I 絶対主義と領主、国王の位置づけに間違いがある

この教科書¹では、絶対主義を説明するときの一般理論として、「封建貴族が没落し市民階級が成長してきた」と書きながら、市民階級がまだ政治権力をにぎるほどは成長しなかったので、国王が貴族、市民、領主、農民などの階級対立の上¹に立って、中央集権的な専制政治をおこなったと書いている。

1 『改訂世界史』中村英勝，中嶋敏，山崎利男，東京書籍株式会社，1986年。

「絶対主義と重商主義、中世末から近代初めにかけて、封建貴族が没落し、市民階級が成長してきた。しかし彼らが政治権力をにぎるほどには成長していなかったので、初期の近代国家では、国王が貴族と市民、領主と農民などの階級対立のうえに立ち、中央集権的な専制政治をおこなった。このような政治体制を絶対主義（絶対王制）という。そこでは、王権のもとに専門的な行政能力をもつ官僚が広大な国土と多くの国民を統治し、また封建的な騎士の軍隊にかわって、主として傭兵からなる常備軍が設けられ、国内の統一と防衛、植民地の獲得などに用いられた²」。

王権が貴族と市民の階級対立の上に立ったという言葉は、100年も前からいわれてきた絶対主義の均衡説ではあるけれども、領主と農民の階級対立の上に立ったという文章は、どの書物にもない。これはこの教科書の著者の勝手な発案である。この教科書の表現によると、国王が領主と農民の階級対立のうえに超然と立っていたかのように思われるが、当時国王もまた領主であり、しかも全国各地に領地をもち、最大の領主であったという事実を、この教科書の著者はどう評価するのであろうか。

II. 政治権力を失なった貴族が宮廷貴族になるという誤解

また王権のもとに、官僚が統治したと書いている。さらに注として、奇妙な解説がおこなわれている。それはつぎの文章である。

「中世からの貴族は、政治権力を失って宮廷貴族となり、とくに中小貴族は官僚や常備軍の将校として王権に奉仕するようになった³」。

この文章が、誤りは誤りなりに、通説にもとづく誤りであるならばそれなりの意味はあるが、そうではなくて、この教科書の著者が勝手に考えついていた理論が書かれている。

2 同書、168ページ。

3 同書、154ページ。

まず、中世からの貴族が政治権力を失って宮廷貴族になるというが、失った政治権力とはいったいどのようなものであるかを正確に知ってからいなければならない。また、政治権力を失って宮廷貴族になるという説明そのものにも間違いがある。

たしかに中世からの貴族の中に、動乱の中で没落したり、家系が絶えたり、滅んだりした者がいた。しかしこの動乱を通じて領主として生き残った者も多数いた。生き残った者は、領主として自分の領地にたいする支配権は確保していた。したがって、自分の領地にたいする領主権を維持した者は領主であり、その中で宮廷に入りこむことができた貴族が宮廷貴族であるから、宮廷貴族になった者は、中世の貴族（領主）の家系の中での成功者になった。

そして宮廷貴族になると、国王のまわりを取巻けるから、上級の官職すなわち大臣、将軍などに任命された。つまり彼らが国王を頂点とする権力を組織したのである。したがってこの文章は、「宮廷貴族となった貴族は、絶対主義の政治権力を行使し」となるべきである。

ただし「中世からの貴族が政治権力を失った」という表現にも一部の真理がある。中世の貴族は一国一城の主であり、とくに地方の有力貴族はその地方における実質的な王であり、地方権力を行使していた。絶対主義の形成とともに、その政治権力は国王のもとに吸収された。その意味では政治権力を失ったといえる。そのかわりに、地方の有力貴族は宮廷に迎えられ、王権の高級官職に任命されて政治権力を行使したのである。それは政治権力のあり方が変化したものといえることができる。

Ⅲ 中小貴族が官僚になるという誤解

つぎの「中小貴族は官僚や常備軍の将校として」といういい方は、その

前の文章の誤解の延長である。この教科書では、大貴族が政治権力を失ったという想定のもとに立つから、絶対主義の官僚や将校は、中小貴族から出てくるといふ理論を作ることになる。

しかしこの理論はまったくのでたらめであり、フランス絶対主義の高級官僚は、大貴族からでていた⁴。軍隊の将校についていえば、高級将校と將軍は宮廷貴族からでていて、下級将校と下士官が地方貴族（中小貴族といってよい）から任命された。たとえば封建貴族の子孫、大領主、宮廷貴族のラ・ロシュフーコー・リヤンクール公爵は陸軍中將であり、その息子は15才で軍隊に入ったが、父親が連隊長をしているラ・ロシュフーコー竜馬兵連隊に配属され、一年つとめて陸軍將尉になった。しかも一年のうち4カ月だけ勤務すればよかった⁵。こうした宮廷貴族のスピード昇進に比べると、下級貴族ナポレオン・ボナパルトの伍長（下士官）はみじめな地位であった。これが事実である。この教科書は、こうした初歩的な事実をゆがめてまでも自分勝手な理論を作っている。

宮廷貴族は文字通り、宮廷に出入して国王に面接できる権利をもつ。それ以外の貴族は、貴族とはいっても宮廷に出入りできない。そのため、中小貴族が宮廷貴族でなかっただけに、高級官僚や高級将校に任命されるはずがない。これらの地位につけば、国王と面接しなければならぬからである。こうした意味で、この文章は、事実無根のことを理論として書いているうえ、理屈にも合わないものになっている。

中小貴族が官僚や将校として王権に奉仕したという言葉の中には、世界史を問題にするときには多少の正当性がある。このような説明はフランス絶対主義が問題になるかぎり事実とは一致しないが、他の国ではありう

4 小林良彰『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、210-220ページ。『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、1-38ページ。『フランス革命史入門』三一書房、昭和53年、18-36ページ。

5 拙著『フランス革命の経済構造』42ページ。

る。フランスでは、大領主が宮廷貴族となり、彼らが高級官僚や高級将校、将軍の地位を独占している。しかし国によっては、宮廷貴族必しも大領主ではなかった。中小の領主が宮廷を固め、絶対主義を確立した所もある。そして日本の徳川幕藩体制もその実例である。おそらく、これが念頭におかれているのであろうと思う。

宮廷貴族が大領主であるか、中小貴族であるかという一般的な規定を作る必要はない。それは国によつてちがうからである。宮廷貴族になった者が政治権力を握るのであって、政治権力を失って宮廷貴族になるというものではない。この点を明確にしておかないと、日本史における華族(旧大名)の位置付けが狂ってくる。華族は政治権力からはずされていた。

もしこの教科書の理論が正しいとすると、日本の華族とフランスの宮廷貴族が同じようなものと考えられ、戦前の天皇制をフランス絶対主義にたとえることができる。そうすると、明治維新が市民革命であるという学説を否定する根拠になる。この教科書の理論はそこに通じているのであるが、それはフランスの事実にたいする無知からきている。

IV. 第一身分と第二身分について間違つた記述をしている

フランス革命直前の状態について、この教科書はつぎのように説明している。

「第一身分である僧侶と第二身分である貴族は特権身分であった。彼らは全人口の少数にすぎなかったが、全国土の半分近くを所有し、農民から封建的な地代をとりたて、国家の重要な官職を独占し、しかも免税の特権をもっていた⁶」。

第一身分と第二身分が重要な官職を独占し、特権をもっていたと書くこ

6 『改訂世界史』198ページ。

とはある程度正しい。ただし、第一身分、第二身分全員が官職をもっていたわけではなく、第一身分の上層と第二身分の中の宮廷貴族のみであったことを書かなければ適当ではない。

「全国土の半分近くを所有し」と書いている文章は、事実にも反するが同時に通説にも反する。このような言葉は、どのフランス革命史家の著作を見ても書かれていない。「所有」という言葉が、土地所有を意味するのか、領地所有を意味するのかも不明である。

農民から封建的な地代をとりたてたという文章をみると、領地所有を意味するのかもわからない。もし領地所有を意味するのならば、ほとんどの国土を第一身分の上層と第二身分が支配していた。「領主なき土地はなし」という言葉が当時あったほどである。

もし土地所有をいうのであれば、それは半分近くではなくて通説では約30%になる。⁷

どちらにしてもこの文章は事実無根の表現であり、しかも領地であるか、所有地であるかそれすらわからないようなでたらめな文章である。

V 農民の分布状態について小作人の 比重を誇張しすぎている

「農民には富農もいたが、大部分が小作人で」という表現にもまちがいがある。富農（実質的な地主）もいたが、自作農もいて、それ以下に小作農民（自小作、小自作を含む）と日雇農民、農村プロレタリアがいたのである。つまり、土地所有の規模はピラミッド型になっていた。

大部分が小作人だという言い方を、この直前に引用した「第一身分と第二身分が国土の半分近くを所有して、農民から封建的な地代をとりたて、

7 小林良彰「教科書におけるフランス革命論の誤り (1) —『詳説世界史』山川出版社の場合—その1」(『同志社商学』第38巻3号, 1986) 6ページ。

……」という言葉に結びつけると、この文章の「農民」が、あとの文章の「農民の大部分の小作人」に該当するのではないかと思われてしまう。そうすると大部分の農民は、国土の半分近くを所有する「僧侶と貴族」、「第一身分と第二身分」の下で働く「小作人」で、「封建的な地代」をとり立てられていたのではないかと読者は想像するであろう。

このような連想をしたうえで、フランス革命が封建的特権の無償廃止を実現したという点、フランス革命によって小作人の農民が、自作農になったのではないかと読者が解釈するはずである。この教科書の著者もそう考えているようであるがそれは誤解である。この点については、すでに以前に各所でくわしく論証したとおりである。

VI 三部会召集にたいする貴族の役割が

正しく描かれていない

財政問題とチュルゴー、ネッケルの財政改革、貴族の反対、三部会召集にいたる経過は、他の教科書と同じように書かれていて、同じ性質の誤りに陥っている。つまり貴族が財政改革に反対して、三部会の召集を要求したというのであるが、それはつぎのような文章になる。

「王はチュルゴーやネッケルを登用し財政改革を実施しようとしたが、貴族たちの反対で成功しなかった。ぎゃくに貴族は、彼らの特権を王に再確認させるため、1615年を最後に閉鎖されていた三部会の召集を要求した⁸」。

貴族が王に彼らの特権を再確認させるために三部会を開かせたというのは、この教科書の作り話である。宮廷貴族は、彼らの特権を守るためにはチュルゴー、ネッケルを追放すればよかったのであり、三部会を召集して

8 『改訂世界史』199ページ。

彼らの特権を確認させる必要はなかった。むしろそんなものを召集すれば、かえって特権の維持には不利になる可能性があったから、彼らは反対する側に立った。

ただし前にも述べたように、貴族の中では宮廷貴族の主流、最強の部分が三部会の召集に反対したのであり、それからはずれた貴族すなわち自由主義貴族、法服貴族、地方貴族の中には三部会召集の運動をすすめた者がいた。まただいたいにおいて、彼らがネッケルを支持したのであるから、ネッケルにたいする反対派が三部会を召集させたというのではない。ネッケルの改革に賛成した者が三部会の召集をすすめ、ネッケルの改革に反対しネッケルを追放した者（宮廷貴族の主流）は三部会召集に反対した。ネッケルは再任の条件として、国王に三部会召集を要求した。ネッケルに反対した者が三部会召集をすすめたという説は誤解である。

VII 立法議会においてジャコバン派が 伸長したという間違い

立法議会の党派について、この教科書はこの時期までにジャコバン派の勢力が伸長していったかのように書いているが、これは気の早すぎる説明であり、一年のちにおきることを、ひと足先に書いているが事実はちがう。

「立法議会では、立憲君主派であるフイヤン派と共和派が対立していたが、共和派のうち有産市民を代表するジロンド派と、貧農や下層市民に支持されたジャコバン派が、しだいに勢力を強めていった⁹」。

一方にフイヤン派があると書くのは正しい。その対立する勢力を「共和派あるいはジロンド派」と書くのは、厳密に言って正しくない。これは前にものべたとおりであるが、当時のジロンド派は、まだ共和主義をはっき

9 『改訂世界史』201ページ。

りと打ちだしていたわけではない。

そして最大の問題点は、「共和派」のうち「ジャコバン派」がしだいに勢力を強めていったというくだりである。当時のジャコバンクラブは、たしかにこのいわゆる「共和派」を支持していたけれども、そのジャコバンクラブにはジロンド派議員も参加していて、貧農や下層市民だけに支持される団体ではなかった。

入会金も高く、むしろ下層市民を締めだしていたクラブという表現が正しい。もう一つの大衆的な組織としてコルドリエクラブがあり、これは入会金が安くて下層民にも門戸を開いていた。いずれにしてもこの時点で、議会において、一方でジロンド派があり、他方でジャコバン派が下層民の支持を得て勢力を強めたというようなものではない。

この「ジャコバン派」を、ジャコバンクラブではなく一年のちの山岳派(国民公会の左派)と理解するにしても、その人数、人脈は立法議会の段階においては10名内外であって、勢力を強めたといえるような存在ではなかった。むしろ極端な少数派というべきであった。¹⁰

後日に勝った者を、以前からの強者であったかのようにいうのは、歴史家の陥る悪いくせであり、この悪いくせがこの文章の中に典型的にあらわれているといえよう。ただしこれはこの教科書の著者だけの欠点ではなく、古いフランス革命史に共通する欠点であり、その部分を継承したものである。

VIII ジャコバン派と土地改革について

混乱を招く書き方をしている

いわゆるジャコバン派独裁について、この教科書はつぎのように書いて

いる。

「ジャコバン派は、ジロンド派を国民公会から追放し、公安委員会を中心として独裁政治を展開した。

ジャコバン派の独裁政治 ジャコバン派は、民衆の支持を得るため、封建的特権の無償廃止をおこない、亡命貴族の土地を農民に払い下げた。そして直接普通選挙を定めた新憲法（ジャコバン憲法）を制定し、メートル法や革命暦をつくり、さらに徴兵制をしいて外敵にあたった。また革命裁判所が設けられ、多くの反対派が処刑された（恐怖政治）¹¹。

ここでも他の教科書と同じく、ジャコバン派が公安委員会を中心として独裁政治を展開したと書いているが、正確にいうと、当時はジャコバン派の独裁でもなく、公安委員会の独裁でもなかった¹²。

つぎにジャコバン派が封建的特権の無償廃止をおこなったと書いているが、実際には、1792年のジロンド派政権がこの政策をおこなったのであるから、この書き方は改革の時期を一年遅らせて書いている¹³。

そのつぎの文章で、亡命貴族の土地を農民に払下げたと書くのは、読者を混乱させるであろう。山川出版社の『詳説世界史』と『世界史』の二冊は、ともに後者の政策については書かず、前者の封建的特権の無償廃止のみを書いて、この政策が農民に土地を与えたかのように書いている¹⁴。

しかしこの政策が土地を持たない貧農にたいして、自作農になるために必要な土地を与えたことはないという点については、すでに証明済みである¹⁵。

11 『改訂世界史』202ページ。

12 小林「教科書におけるフランス革命論の誤り」(1) —『詳説世界史』の場合—その3 (『同志社商学』第38巻5号, 1987) 38ページ。

13 拙著『フランス革命経済史研究』182ページ。『フランス革命の経済構造』192-194ページ。『フランス革命史入門』180ページ。

14 『詳説世界史』山川出版社, 227ページ。『世界史』山川出版社, 222ページ。

15 小林, 前掲論文(1)–2 (『同志社商学』第38巻4号) 152ページ。同論文(2)–2 (『同志社商学』第39巻4号) 98ページ。

土地なき農民に土地を与える政策があったとするならば、それは国有財産（聖職者《僧侶》と亡命貴族の土地を接収したもの）の売却によるものでなければならない。そこでこの政策をつけ加えたことに関しては、この教科書が他の教科書にくらべてすぐれているといわなければならない。

ただし、この政策については扱いが非常にむづかしいので、不十分な知識を持った人が書くとき支離滅裂になる。

帝国書院の『高等世界史』においては、ジロンド派政権の段階で、「農民に有利に国有財産の売却を決めた」¹⁶と書かれている。このように教科書の中にも分裂があって、帝国書院の『高等世界史』では、1792年の段階でこの政策がおこなわれたと書き、東京書籍の『改訂世界史』では、ジャコバン派の政権、つまり1793年における恐怖政治の政策によるものと書いている。同じ政策を片方はジロンド派が行ったと書き、片方はいわゆる「ジャコバン派」がおこなったと書く。このように混乱がみられる以上、もし一人の高校生が二つの教科書を読みくらべると、すぐに相違に気がついて、正確な時点はどこかと迷うであろう。

IX フランス革命における土地改革の正確な 事実と教科書による拡大解釈

この事実の正確な書き方は、以下のようになる。まず立法議会の末期、左派（のちのジロンド派系）が、亡命貴族の土地を没収して売却する法案を提出した。フイヤン派はこれに反対したが、最終的に、1792年3月30日の議決でこの法案は成立し、8月10日の政変以後のジロンド派内閣はこの政策を実行した。つぎに8月14日、国有財産の細分競争の法令がだされた。この国有財産とは、国民議会（憲法制定議会）が実施した聖職者（僧侶）財産の国有化によって形成されたものである。9月2日、亡命貴族の

土地（これを第二次起源の国有財産という）も、同様の方針で売却することが決められた。

1793年9月13日（ジロンド派追放以後）、貧民に500リーブル証券を交付して、土地買受けに参加させる法令がだされた。聖職者、亡命貴族の土地に関する法令は、これだけであった。

これだけの事実をどのように拡大解釈したかは、二つの教科書を見ればわかるはずである。帝国書院の「高等世界史」は、「細分競売」を拡大解釈して、農民に有利な売却と規定した。しかし、どの実証的な研究を見ても、売却が農民に有利に展開したとは書かれていない。¹⁷農民に不利であったという書き方が、ほとんどすべての研究の結果である。

東京書籍の『改訂世界史』は、500リーブル証券の事実を知ったうえで書いたのか、細分競売の法令がジャコバン派によるものと誤解したのか、あるいはまったく何も知らないで、ただ漠然と亡命貴族の土地が売られたことを知って、それを農民の土地取得に結びつけたのかはわからない。いづれにしても、亡命貴族の土地を農民に指定して払い下げるといような政策はおこなわれていない。あくまでも競売であるから、誰が買受けてもよい。

そして細分の法令がだされたとしても、事実としては細分されないで競売にだされたこともあったと指摘されている。また一人の人間が、何区画をせり落しても自由であったから、そうした競売に、土地のない貧しい者が出かけていって、他の階層の人間よりも有利に土地を手に入れるということは、理屈から考えても不可能なことである。多くの研究が、500リーブル証券の効果について、それは成功しなかったという実証的結論をだしている。¹⁸

17 拙著『フランス革命経済史研究』185ページ。

18 同書、186ページ。

X 小土地所有者の形成を誇張しすぎている

その意味では、この教科書の注の前半が正しい。この教科書は、注として一面そのことを認めている。

「競売であったため、土地を購入できない貧農も多かったが、これによって土地を得た農民は、小土地所有者としてフランス社会の中堅層となった¹⁹」。

この文章の前半と後半は矛盾している。土地を購入できない貧農も多かったということになると、少数の貧農だけが土地を得たことになる。その少数の人間が社会の中堅層となるというのはおかしい。中堅層というのは、ある程度多数でなければならない。筆者の言葉自身に矛盾があるが、無かったことをあったかのように書こうとするから、このような矛盾がでてくるのである。

フランスにおける小土地所有者はもともと革命前から存在し、領主権に服していた。領主権が廃止されたのちに、完全な意味での小土地所有者になった。彼らのうちのある部分は国有財産の買受に参加して、土地を増やしたと考えるべきである。

革命前の土地なき貧民が、自立した小農民に上昇するという現象は、たとえ亡命貴族財産の売却を考慮したとしても、フランス革命における主な潮流とはなりえなかった。この点を、この教科書も帝国書院の教科書も誤解している。著者達が事実とちがうことを無理に書こうとするから、それを反映して、教科書の文章もまた矛盾にみちた内容になってくるのである。

19 『改訂世界史』東京書籍、202ページ。

XI 小土地所有農民の保守化をロベスピエール 敗北の原因にする誤り

前節の理論を延長させて、土地を得た農民が革命の進行をのぞまなくなつたから、ロベスピエールが処刑されたという解釈を立てることは事実無根の主張になる。

「しかし、土地を得た農民は革命の進展を望まなくなり、市民も経済不安の未解決に失望した。そのうえジャコバン派内に分裂がおこり、ロベスピエールがダントンを処刑して独裁権をにぎつたが、彼もまた、1794年7月に温和共和派のクーデタで倒された²⁰」。

この理論は、フランス革命前に土地のない貧農の大群があつて、それがジャコバン派の土地政策で土地を得たとし、土地を得たから保守化して革命の進展を望まなくなり、その結果革命を推進した勢力が衰退するという、ひとつの理論のうゑに作られた文章である。

しかし、このような事実は、フランス革命にはない。むしろ第二次世界大戦後の日本における農地改革の効果が、まさにこの文章に結びつく。したがつてこうした文章には、日本人の自国における経験を、直線的にフランス革命に結びつけているという一面もある。

事実としては、まだ土地を手に入れていなかった貧農の大群が、その当時のフランスには存在したのであつた。そこでロベスピエール派が、彼らに無料で土地を与えるために、反革命容疑者の財産没収と土地の無料での分配という政策をうちだした。いわゆるヴァントゥーズ法である。これに対して、国民公会の議員の大多数が反対にまわり、ロベスピエールは独裁者と非難された。

20 『改訂世界史』東京書籍、202ページ。

フランス革命以前から土地を持っていた者、つまり(中農、富農、大地主)、さらには商工業者、銀行家などは所有地を増加させた。彼らは敗戦の危機のあいだは恐怖政治に我慢していたが、敗戦から戦勝に転じて国境が安泰になった段階でこれ以上の革命の進展を望まなくなった。この気分の変化を国民公会の議員全体が反映した。ここに、ロベスピエール派孤立の原因があった。これが正しい解説である。²¹

XII ダントンの処刑はロベスピエールの 独裁にはつながらない

ロベスピエールがダントンを処刑して独裁権をにぎったという表現はまちがいである。ダントンとダントン派は、当時すでに権力の座から去っていて、ダントンを処刑しても、べつに権力の強化にはつながらなかった。

ただしダントン派の処刑とほぼ同時期に、エベール派の処刑がおこなわれた。そのほぼ同じ時期に、ロベスピエール派の提案したヴァントゥーズ法(反革命容疑者の財産を貧民に無料で与える法案)が国民公会において満場一致で可決された。そこで、表面的にこれを見ると、ロベスピエールの独裁権が成立したかのようにみえる。

しかし、この時期以後でも、財政委員会はロベスピエールから独立した権限をもち、保安委員会もまた独立して警察権を行使し、公安委員会においても、それぞれの権限を担当する委員は、ロベスピエールに関係なく職務を遂行した。

ロベスピエール派がヴァントゥーズ法を強行しようとするほど抵抗が大きくなり、最後にロベスピエールは公安委員会に欠席するようにな

21 拙著『フランス革命経済史研究』117-119ページ。『フランス革命の経済構造』438-448ページ。『フランス革命史入門』287-295ページ。

り、ついに敗北した。この経過をみると、ロベスピエールがダントンを処刑して独裁権をにぎったという表現は正しくないことがわかるはずである。

XIII 穏和共和派のクーデタでロベスピエール

が倒されたと書く時の問題点

「穏和共和派のクーデタでロベスピエールが倒された」と書く文章についても、訂正を加えなければならない。「穏和共和派」は平原派議員のことを意味しているであろうと思われる。

この教科書も他の教科書と同じく、国民公会においては「ジロンド派」と「ジャコバン派」しか存在しなかったかのような書き方をしておきながら、後になってこうした表現を入れるから、読者は当初なかったはずの勢力が出てきたのはどうしたことかと思惑うであろう。平原派のことを穏和共和派といたいのであれば、「ジロンド派」対「ジャコバン派」の対立を説明するときに、すでに中間に穏和共和派があったことを説明しておかなければならない。

ロベスピエールを倒したこのクーデタは、穏和共和派（平原派）だけの行為ではなかった。いわゆるジャコバン派内部の分裂（正確には山岳派の分裂）により、公安委員会、保安委員会の多数がロベスピエール打倒の側にまわった。

またこの段階でロベスピエール打倒の先頭に立った一連の議員がいた。彼らは派遣委員として地方で全権力をにぎり、テロリズムを実行したのでテロリストと呼ばれていたが、流血の行き過ぎをロベスピエールに非難され、パリに呼びもどされた。彼らは流血の行き過ぎと腐敗、汚職行為のために、革命裁判所に引き出されることを恐れ、反ロベスピエールの側にまわり、平原派と結んでロベスピエールを打倒した。タリアン、フーシェ、

フレロン、バラ、カリエがその代表的な人物であった。

こうして、このときのクーデタの表面に立った者は、平原派ではなくてむしろ山岳派議員とテロリストの一団であり、クーデタが終ったあとで平原派議員の発言力が増大してきた。これが事実である。²²

XIV 付録 この論文に関係する教科書の原文

「絶対主義と重商主義，中世から近代初めにかけて，封建貴族が没落し，市民階級が成長してきた。しかし彼らが政治権力をにぎるほどには成長していなかったので，初期の近代国家では，国王が貴族と市民，領主と農民などの階級対立のうえに立ち，中央集権的な専制政治をおこなった。このような政治体制を絶対主義（絶対王政）という。そこでは，王権のもとに専門的な行政能力をもつ官僚が広大な国土と多くの国民を統治し，また封建的な騎士の軍隊にかわって，主として傭兵からなる常備軍が設けられ，国内の統一と防衛，植民地の獲得などに用いられた。

このため国王は，官僚や常備軍に給料を支払い，戦争や宮廷生活の費用をまかなうため，全国的な徴税組織をつくって，王領地からの収入，関税その他の租税，公債，独占権の賦与などを財源とした」。

「中世からの貴族は，政治権力を失って宮廷貴族となり，とくに中小貴族は官僚や常備軍の将校として王権に奉仕するようになった」。

「旧制度 革命前のフランスの政治・社会体制を旧制度（アンシャン＝レジーム）とよんでいる。旧制度下のフランス国民は3つの身分に分かれていた。第一身分である僧侶と第二身分である貴族は特権身分であった。彼らは全人口のわずか数％にすぎなかったが，全国土の半分近くを所有し，農民から封建的な地代をとりたて，国家の重要な官職を独占し，しか

22 拙著『フランス革命経済史研究』118-119ページ。『フランス革命の経済構造』456-485ページ。『フランス革命史入門』300-309ページ。

も免税の特権をもっていた。

第三身分(平民)は、農民と市民からなり、人口の90%以上を占めていた。農民には富農もいたが、大部分は小作人で、都市の下層市民とともに貧しい生活にあえいでいた。また市民のうち、少数の上層市民は絶対主義と結びついていたが、大部分の中産市民は経済的には実力をもつものの、政治や身分の面で多くの制限を受けていた。

こうした情勢のなかで、市民の間に啓蒙思想が普及し、旧制度と絶対主義に対する批判の声が高まった。そして、アメリカ独立戦争で植民地側を支持したことによって、国内でも改革を望む気運がもりあがった。

革命の勃発 革命のきっかけとなったのは、ルイ14世以来の戦争と宮廷の浪費による財政のいきづまりで、ルイ16世の時代の国家財政は根本的な改革を要する状態になっていた。王はチュルゴーやネッケルを登用し財政改革を実施しようとしたが、貴族たちの反対で成功しなかった。ぎゃくに貴族は、彼らの特権を王に再確認させるため、1615年を最後に閉鎖されていた三部会の召集を要求した。

1789年5月、ベルサイユで三部会が開かれたが、議決方法について僧侶・貴族と、平民が対立した。そこで平民の代表は、シェイエスの提案で自らの部会を国民議会と称し、王宮内の球戯場に集まり、憲法制定までは解散しないと誓った。僧侶や貴族の代表からも合流するものがでると、王はやむをえずこれを認め、国民議会は憲法制定にとりかかった。ところが王が反動派に動かされ、武力で議会を弾圧しようとしたので、パリ市民は、7月14日、バスティーユ牢獄を襲って革命の火ぶたをきった。

凶作による食料不足や失業も加わって社会不安は高まり、地方でも農民が領主や役人を襲うと、一部の自由主義的な貴族は、8月、議会で自ら封建的特権の廃止を宣言し、ついでラ＝ファイエットらの起草した人権宣言を公表したが、王は承認をこぼんで反動的な策動をつづけた。パリ民衆は

ふたたび立ち上がり、10月、ベルサイユに行進して、王と議會をパリに移した。翌90年、国民議會は、地方行政制度の改革や教会財産の没収などをおこなった。

革命の激化中これまでの、ミラボーら立憲君主主義者が革命を指導していたが、彼が死んで王と革命派の橋渡しがなくなると、王は王妃マリー＝アントワネットに動かされ、国外逃亡を企てて失敗し、国民の信頼を失った。1791年、一院制の立法議會と立憲王政を定めた憲法が成立し、立法議會の選挙がおこなわれた。

選挙権は有産者にかぎられたため、無産者の不満が大きかった。立法議會では、立憲君主派であるフイヤン派と共和派が対立していたが、共和派のうち有産市民を代表するジロンド派と、貧農や下層市民に支持されたジャコバン派が、しだいに勢力を強めていった。

このころオーストリアやプロシヤが革命に干渉したので、ジロンド派は国民の愛国心に訴えて勢力を拡大し、内閣をつくった。この内閣は、1792年、王にせまってオーストリアに宣戦させた。しかし、フランス軍が侵入したオーストリア・プロシヤ連合軍にやぶれたので、議會は祖国の危機を訴え、義勇兵が集まった。ところが王が外国と通じようとしたため、パリ民衆と義勇兵は、ジャコバン派の指導のもとに王宮を襲った。そのうち議會は王権を停止し、自らも解散した。新しく選出された国民公会は、王政の廃止、共和政の成立を宣言して(第一共和政)、翌93年1月、王は断頭台(ギロチン)の露と消えた。

この間、義勇軍は反撃に転じてネーデルランド南部に進出した。これは、王の処刑とともに列国を驚かし、イギリス首相ピットのよびかけで第1回対仏大同盟が結成された。こうしてフランスは、ほとんど全ヨーロッパを敵とすることになった。国内では、ジロンド派とジャコバン派が争い、王党派の反革命の暴動もおこった。こうした内外の危機のうちに、ジ

ジャコバン派は、ジロンド派を国民公会から追放し、公安委員会を中心として独裁政治を展開した。

ジャコバン派の独裁政治 ジャコバン派は、民衆の支持を得るため、封建の特権の無償廃止をおこない、亡命貴族の土地を農民に払い下げた。そして直接普通選挙を定めた新憲法（ジャコバン憲法）を制定し、メートル法や革命暦をつくり、さらに徴兵制をしいて外敵にあたった。また革命裁判所が設けられ、多くの反対派が処刑された（恐怖政治）。

しかし、土地を得た農民は革命の進展を望まなくなり、市民も経済不安の未解決に失望した。そのうえジャコバン派内部に分裂がおこり、ロベスピエールがダントンを処刑して独裁権をにぎったが、彼もまた、1794年7月に温和共和派のクーデタで倒された。

こうして恐怖政治がおわり、1795年、新憲法によって総裁政府が成立した」。

「競売であったため、土地を購入できない貧農も多かったが、これによって土地を得た農民は、小土地所有者としてフランス社会の中堅層となった」。